

第Ⅰ章. 与条件の整理

1. 銚田市の基本構想
2. 銚田市の概要
3. 大洋中学校区の概要
4. 敷地の現況
5. 前提条件
6. 法的条件



第Ⅰ章. 与条件の整理

1. 銚田市の基本構想

- (1)上位計画
- (2)教育目標・教育活動方針



1. 鉢田市の基本構想

(1) 上位計画

- 本計画の上位計画として、鉢田市総合計画の概要を以下にまとめます。

1) 基本構想

- a. 鉢田市の将来像

「いのち」と「くらし」の先進都市

～自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21世紀のまち 鉢田～

まちづくりの視点

緑・縁・絆 を 紡ぐ まちづくり

- b. 新しい鉢田を創る4つのキーワード

- 自然との共生
- 地域の個性を活かす
- 市民との協働
- 地方創生の推進



基本目標3

次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

具体的な施策は以下のようになる

基本施策1 幼児・学校教育

- 子ども子育て支援新制度に基づき、幼保一元化や幼保連携、市民・地域ニーズに合った幼児教育を推進し、子育て環境の良質化及び子育て世代への支援を図ります。
- 小学校再編計画に基づき、統合小学校の整備等、本市における教育の質の向上を果たすとともに、次世代を担う子どもたちに鉢田の文化・伝統行事について学び、実際に体験する機会の創出を図り、地域の魅力を体感させることで、豊かな郷土愛の醸成に努めます。
- E S D (持続可能な発展のための教育)を推進し、地域の良さを発見・理解する体験的な活動の充実を図るとともに、異文化に対する理解を深める交流活動の推進に努めます。また、社会の変化に対応できる能力や進路を主体的に選択する能力や態度の育成を目指して、地域の特色を生かしたキャリア教育の推進に努めます。

基本施策2 スポーツ・文化・生涯学習

- (仮称) 鉢田市民交流館を拠点として、文化振興を図るとともに市民一人ひとりへの学習機会づくりと生涯を通して「学ぶ」体制づくりに努めます。また、次世代へ引き継ぐ貴重な歴史資産として、埋蔵、有形文化財について幅広く市民への周知啓発を図るとともに、適切な文化財保護に努めます。
- 茨城国体開催や東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、スポーツ・運動を通した健康づくりをより一層推進し、いくつになっても健康な身体づくりに取り組みます。

基本施策3 都市間交流・国際交流

- 産業・経済交流を中心に、本市と他自治体との連携・交流を推進し、市民交流、文化交流等の機会づくりに努めます。
- 情報発信や関係団体との連携により国際交流を促進し、市民一人ひとりが異なる文化・習慣に対する理解を深め、外国人と共生することのできる社会づくりに努めます。

基本目標1：誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「くらし」をつむぐ

基本施策1：結婚・出産・子育て

- 市内イベント等を活用した出会いの機会づくりを図るほか、妊婦の出産・育児の支援を図り、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

基本施策2：社会保障・健康づくり

- 制度に基づき、高齢・障害・生活困窮等の各福祉サービスを提供するとともに、市民協働による共助の観点での生活支援の体制整備を図ります。
- 誰もが健康で生き生きとした生活が営めるよう、保健指導や各種健診などの保健サービスの充実や鉢田市産の農産物を利用した食育の展開など、健康づくりを支援します。

基本施策3：防災・防犯・危機管理

- 鉢田市地域防災計画に基づくとともに、自主防災組織の結成促進や日頃からの減災予防の周知啓発等を図り、本市全体の防災機能を強化します。
- 多様化する犯罪や消費者被害を予防するとともに、交通事故を減少させることができるよう警察等関係機関と連携を強化し、適切な情報発信と啓発活動の充実に努めます。

基本施策4：移住・定住促進

- 良好な住環境の整備を促進するとともに、若者の定住支援策などの仕組みを構築し、市民の転出抑制及び市外からの転入増加に努めます。

基本目標2：魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

基本施策1：農林水産業

- 本市の農畜産業は県内有数であるとともに、メロン等の特定品目は全国でもトップクラスの生産量を誇っていることから、農業産出額・品質の向上を図るとともに、農地の利活用や担い手育成を支援し、農業生産基盤整備に努めます。
- 農林水産物の付加価値向上、6次産業化、輸出を含めた販路拡大により、農業所得の向上を図ります。また、農林水産を中心とした地域資源を最大限活用し、各種施策と連携した事業を展開することで、鉢田市農業の魅力向上、鉢田市そのもののブランド化を図ります。

基本施策2：商工業・企業誘致及び産業支援

- 商工会等を通して地場産業を中心に地域経済の活性化を図るとともに、地元雇用の創出を図ります。
- 東関東自動車道水戸線の開通を起爆剤とし、鉢田西部工業団地への企業誘致を図るとともに、企業・創業支援等、幅広い企業活動を支援します。

基本施策3：雇用・就労・ワークライフ

- ハローワーク・地元企業等と連携し、就労支援等を図るとともに、ワークライフバランスの意識啓発を行い、家庭と仕事の調和のとれた両立を促進します。

基本目標4：豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市(まち)」をつむぐ

基本施策1：都市・社会基盤

- インフラ・公共施設設備をはじめ、適かつ合理的な都市計画・整備を計画的に行い、市民生活の利便性の向上を図ります。

基本施策2：観光・地域振興

- 市内に点在する観光資源の有効活用を図るため、観光協会の活動を支援するほか、イベントや行事の開催を支援します。
- 自然資産を貴重な観光資源として有効活用を企図し、農・工・商と有機的に連携することで市内外で交流を促進し、地域の振興を図ります。

基本施策3：自然・環境

- 豊かな自然環境を保護・育成するとともに、市民協働で公害等の衛生課題に取り組み、本市の自然環境を次代に継承します。

基本目標5：未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

基本施策1：市民協働・市民活動

- 市民協働・参画を促進し、地域社会での課題解決・解消及び行政課題への協働意識を醸成し、行政と市民・地域が連携したまちづくりの仕組みを構築します。
- 様々な問題の社会背景となる人権意識や男女共同参画といった社会的課題への認知・意識啓発を推進し、誰もが不利益を被ることのない社会づくりに取り組みます。

基本施策2：広域連携・財政運営

- 近隣市町と連携した広域的施策の検討・調整・実施を図り、本市単独では困難な行政課題に対処します。
- 鉢田市行政改革大綱等に基づき、適切な財政マネジメントを実施し、効率的かつ自律的な都市経営を図ります。

(2) 教育目標・教育活動方針

本計画の上位計画として、鉢田市教育振興基本計画と鉢田市公立学校施設再編計画の概要を以下にまとめます。

1) 鉢田市の教育目標 ※鉢田市教育振興基本計画より

「夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり」

a. 知育「確かな学力」育成

ひとりひとりの知性を磨き、夢の実現に向けて努力する態度を育てる

- ① 学び方の指導を徹底する
- ② 子どもへのケアリング
- ③ 幼児教育の充実
- ④ 小規模校の特性を生かした学習指導
- ⑤ 教師力の向上が、学校力の向上につながる
- ⑥ 学校は子どもたちに夢と希望を与える場
- ⑦ 研修体制の充実

b. 徳育「豊かな人間性」育成

互いの人格を尊重し、共に支え合う豊かな心をはぐくむ

- ① 体験活動の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ 読書活動の充実

c. 体育「健やかな体」育成

心身共に健康で、たくましく生きる力をはぐくむ

- ① 食育の推進
- ② 国民運動ともなっている「早寝、早起き、朝ご飯」運動の展開
- ③ 特別支援教育の充実、就学指導体制の強化、相談活動の充実
- ④ 生徒指導面の充実、相談体制の強化、関係機関連携の強化、「すずらんルーム」の充実
- ⑤ 子ども会育成連合会等の活動
- ⑥ スポーツ少年団等の活動を通じた体力づくり

d. 郷土愛「国際社会に貢献する人材」育成

郷土を愛し、勤労責任を重んじ、国際社会に貢献する態度を育てる

- ① 美しいものや自然を愛するこころの育成
- ② 国際理解は、地域理解から「鉢田に生まれてよかった」と言える環境づくり
- ③ 外国語活動及び外国語の充実（小中の連携）
- ④ 青年期における社会活動の啓発と支援

2) 特色のある教育活動の推進 ※鉢田市公立学校施設再編計画より

鉢田市の指導方針に基づいて、鉢田市民として、夢と希望をもち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和がとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。

また、水と緑に囲まれた郷土鉢田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

創意ある学校づくりを通して、各学校が家庭・地域との協力を図りながら、自然を十分に生かした教育活動の展開を図り、心豊かな人づくりを目指します。

3) 子どもたちの教育環境 ※鉢田市教育振興基本計画より

基本方針

確かな学力と豊かな心をもち、礼儀を重んじ、たくましく生きる児童・生徒の育成を図るため、社会潮流にあった教育内容・方法を充実し、国際化と情報化を併せもった次代を担う人材の育成に努めます。

a. 幼児教育の充実

教職員が研修などに参加できる機会を設け、教職員としての資質の向上と専門知識の向上に努めます。また、家庭・幼稚園・小学校との連携を図った幼児教育の充実を図ります。

b. 特色ある学校づくりの推進

子どもたちの個性を伸ばし、豊かな人間性と生きる力をはぐくむため、体験活動の積極的な導入、読書活動の推進、道徳教育の充実、学力向上と学校体育の充実など、体験を重視した学習を展開します。

c. 指導体制の充実

少人数教育の推進をはじめ、多様な指導方法の実践、特別支援教育の充実、外国語指導助手（ALT）の効果的な活用など、指導体制の充実を図ります。

d. 児童・生徒の健全育成

食による健康教育の充実とともに、スクールカウンセラーや生徒指導相談室と家庭との連携による不登校やいじめ対策を一層進め、児童・生徒の健全育成を図ります。

e. 児童・生徒の安全確保

不審者を想定した防犯訓練をはじめ、通学路の危険箇所の解消、不審者情報の共有化、学校安全ボランティアによる巡回の強化などに取り組み、家庭と学校、そして地域社会が協力して児童・生徒の安全確保に努めます。

f. 開かれた学校づくりの推進

学校運営に助言を行う学校評議員制度などにより、家庭・学校・地域社会と連携した学校運営に努めます。また、地域人材（非常勤講師、学校支援ボランティア）を積極的に活用した学校教育の拡充を図ります。

g. 教育施設・設備の整備

高度情報社会に不可欠なコンピュータの更新をはじめ、教育情報ネットワークの充実や読書活動のための図書室の充実など、教育設備の充実に努めます。また、老朽化した校舎などの計画的な改修や給食センターの整備を図ります。

h. 教育環境の向上

学校間連携の推進をはじめ、学習資源のネットワーク化や学校の統廃合の検討など、教育環境の向上を図ります。

4) 統合後の教育活動指導方針 ※鉢田市公立学校施設再編計画より

統合後は鉢田市の教育目標のもとに、地域の環境や特徴を生かした教育を取り入れ、特色ある教育活動の取組を進めています。

① 小中学校の連携

小学校を中学校の近隣に建設することで、小中連携を視野に入れた指導体制の構築が可能となり、※専科制（理科、外國語、音楽など）の積極的な導入を図ることにより、確かな学力を育む教育を推進し、国際化に対応できる児童生徒の育成に努めます。

※専科担任制：技能教科の学習指導を補うものとされてきたが、近年、教員の得意分野が児童の個性を伸ばすという積極的な意義のもと、活用範囲が拡大される傾向にあり、中学校との連携を図ることで教科の魅力を味わわせる、質の高い授業を実践することで、学習指導の充実を図ることが可能になるとされている。

② 統合することで広がる交流

統合により、集団での学びの機能を生かす授業が可能となり、多様な児童との交流を通して、豊かな人間関係を育む教育活動を推進します。



※イラストは鉢田市教育振興基本計画より抜粋しています。

第Ⅰ章 与条件の整理

2. 銚田市の概要

- (1) 地理・交通・産業
- (2) 人口・歴史・気候
- (3) 水災害情報図



2. 銚田市の概要

(1) 地理・交通・産業

1) 地理

a. 位置

銚田市は茨城県鹿行地域の北部に位置し、北は茨城町、大洗町、南は行方市、鹿嶋市に隣接しています。

東は太平洋に開かれ、北側には涸沼、南側には北浦に接し、内陸部のほとんどは平坦な土地になっています。

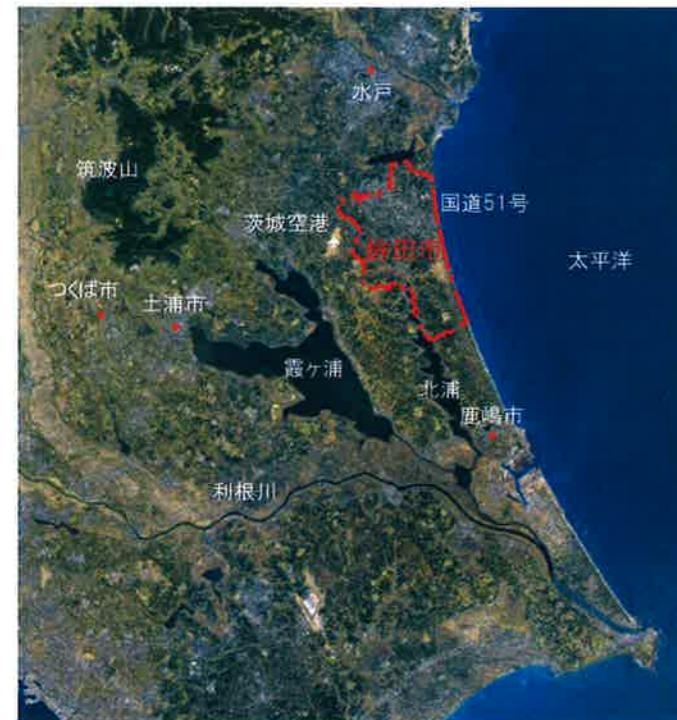
b. 広さ

市域面積：208.18 km²

c. 人口

人口：49,742人（平成30年1月1日現在）

人口密度：238人/km²



2) 交通

a. 主要地への距離

県内：水戸市まで 30km、つくば市まで 30km

県外：成田国際空港まで 50km、東京まで 90km

b. 路線バス

関鉄グリーンバス、茨城交通

c. 鉄道

中心市街地所在駅：新銚田駅

鹿島臨海鉄道 大洗鹿島線

銚田市内所在駅：涸沼駅 - 鹿島旭駅 - 徳宿駅 -

新銚田駅 - 北浦湖畔駅 - 大洋駅

水戸 - 新銚田：約45分

d. 道路

一般国道

国道51号 国道354号

東関東自動車道水戸線（銚田インター）

※東関東自動車道水戸線の銚田IC - 茨城空港北IC間
2018年2月3日開通

e. 空港

茨城空港：小美玉市に立地

銚田市街からの距離：8km 時間（車）：15分

3) 産業

a. 第一次産業

① 全国でも有数の農産業

- 本市の基幹産業である農業の従事者数は年々減少しているものの、就業者総数に占める割合は依然として高く、農業を中心とする第1次産業の就業者割合は県内第1位となっています。

- 本市の農業産出額は合併により平成17年に県内第1位、一人あたり生産額でも県内第2位になるなど県内だけでなく全国有数の農業地帯となっています。

② 農業従事者の高齢化・後継者不足

- 一方、本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足は課題であり、持続的な農業振興のためにも担い手の確保・育成が急務となっています。

b. 第二次産業

- 第2次産業の就業者数は、平成2年以降ほぼ横ばいとなっています。

- 市内の製造業の柱としては、大洋地区の乳製品菓子製造業や煉瓦製造業が操業しています。

- また、新たな企業立地を促進するため、上山・銚田工業団地の開発に続き銚田西部工業団地の開発を進めているところです。

c. 第三次産業

- 就業構造の中心は国や県と同様に第3次産業に移っており、平成7年からは第3次産業の就業者割合が4割を超えて、さらに上昇しています。

- 業種別では、卸売業・小売業・飲食業・サービス業への就業が中心となっています。

d. 産業別就業人口比率

第1次産業 31.93%

第2次産業 21.46%

第3次産業 46.61%



※平成27年国勢調査より

※銚田市HPより抜粋

(2) 人口・歴史・気候

1) 人口

a. 現況

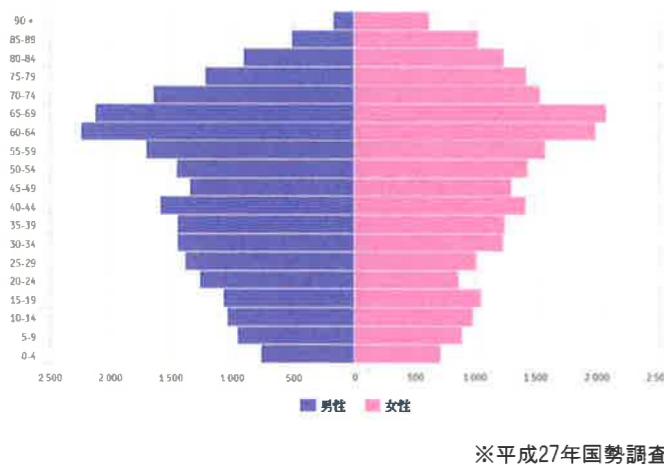
- 鉢田市の人口は、平成29年7月1日現在、男25,450人、女24,397人、総人口49,847人で世帯数は19,996世帯となっています。

b. 人口推移

- 近年の人口推移をみると、平成2~7年は760人、平成7~12年は60人、平成12~17年は140人とそれぞれ増加しています。平成17~22年は898人、平成22年~平成27年は2,009人の減少となっています。
- 一方で出生率が低下傾向にある影響から、人口動向の基調である自然動態(出生者数-死亡者数)では平成11年からマイナス傾向となっています。

c. 人口構成

- 人口の年齢構成をみると、国や県の動向と同じく、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少し、高齢者人口(65歳以上)は増加しています。
- そのため、平成22年の高齢化率は県平均26.3%を上回る30.2%まで上昇し、高齢化が一足早く進行していることがわかります。



※平成27年国勢調査より

d. 世帯数

- 平成27年国勢調査による世帯数は、平成22年から620世帯増加の17,430世帯となり、1世帯あたりの人員は2.98人(平成22年)から2.76人(平成27年)に減少しています。

2) 歴史

a. 古代

- 有史以前の古代より人々の暮らしがあったとされる本市では、縄文・弥生時代の住居跡や古墳などの遺跡が市内から広く発見されており、生活に適した自然環境であったことがうかがわれます。

b. 中世

- 中世には、北浦に舟運が開けて現在の行方地域との交流が活発になり、また、市内の社寺に文化財が多く残されていることから、神道や仏教なども盛んだったことがわかります。

c. 江戸

- 江戸時代に入ると、東北および常陸地方と江戸を結ぶ水陸交通の要衝として発展し、農作物や海産物などの流通が盛んに行われるようになりました。

d. 明治

- 明治に入ると、明治4年(1871)の廃藩置県により新治県の所轄となった後、明治8年(1875)に同県が茨城県へ統合されたことに伴い茨城県の所轄となりました。明治22年(1889)には市町村制が施行され、夏海村、大谷村、諏訪村、鉢田町、新宮村、秋津村、巴村、徳宿村、上島村、白鳥村の10町村となりました。

e. 昭和

- 昭和28年(1953)に施行された「町村合併促進法」に基づく町村合併を行い、昭和30年(1955)に旭村、鉢田町、大洋村の1町2村となりました。

f. 平成

- 中央集権型から地方分権型社会への移行を目指す中で、平成17年10月11日に旭村、鉢田町、大洋村の合併により「鉢田市」が誕生しました。

明治22年	昭和30年	平成17年-現在
夏海村		
大谷村	旭村	
諏訪村		
鉢田町		
諏訪村(一部)		
新宮村	鉢田町	
秋津村		
巴村		
徳宿村		
上島村		
白鳥村	大洋村	



3) 気候 ※気象庁 気象統計情報 より

年間を通して寒暖の差が小さく、海洋性気候により恵まれた過ごしやすい温暖な土地といえます。年間降水量も比較的多く、このため農作物の育成環境としては好条件といえます。

a. 鉢田 年平均値(年・月ごとの値)主な要素

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1986~2010
資料年数	30	30	30	30	30	25
1月	606	2.6	8.8	-3.1	1.3	168.3
2月	638	3.4	9.2	-2.4	1.6	160.8
3月	1166	6.5	11.6	0.8	1.9	168.0
4月	1175	11.7	17.1	6.0	2.1	179.1
5月	1251	16.0	21.0	11.2	2.0	168.2
6月	1422	19.2	23.5	15.5	1.9	131.4
7月	1288	23.0	27.4	19.7	1.8	146.5
8月	1098	24.9	29.5	21.4	1.9	182.3
9月	1899	21.5	25.6	18.0	1.8	136.4
10月	1952	15.9	20.6	11.3	1.5	137.3
11月	928	10.1	16.0	4.7	1.3	137.5
12月	527	4.9	11.4	-0.8	1.2	157.8
年	1395.1	13.3	18.5	8.5	1.7	1873.6

b. 降水量

要素	合計	降水量 (mm)					
		≥1.0mm 1981~2010	≥10.0mm 1981~2010	≥100.0mm 1981~2010	≥300.0mm 1981~2010	≥500.0mm 1981~2010	≥700.0mm 1981~2010
統計期間	1981~2010	30	30	30	30	30	30
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
1月	606	63	22	0.6	0.2	0.0	0.0
2月	638	65	21	0.4	0.1	0.0	0.0
3月	1166	107	43	0.9	0.1	0.0	0.0
4月	1175	106	41	0.7	0.2	0.0	0.0
5月	1251	114	46	1.1	0.2	0.0	0.0
6月	1422	124	46	1.3	0.4	0.1	0.0
7月	1288	114	36	1.2	0.4	0.2	0.1
8月	1098	75	29	1.1	0.5	0.3	0.2
9月	1899	115	51	1.7	0.9	0.5	0.2
10月	1952	110	50	1.9	0.9	0.5	0.3
11月	928	78	33	0.7	0.2	0.0	0.0
12月	527	54	15	0.2	0.1	0.1	0.0
年	1395.1	1124	435	118	42	1.7	0.9

c. 気温

要素	気温 (°C)													
	平均	日最高	日最低	各階級の日数(日平均)	各階級の日数(日最低)	各階級の日数(日最高)	<0.0°C	≥25.0°C	<0.0°C	≥25.0°C	<0.0°C	≥25.0°C	≥30.0°C	≥35.0°C
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1986~2010	1986~2010	1986~2010	1986~2010
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	25	25		
1月	2.6	8.8	-3.1	4.4	0.0	261	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2月	3.4	9.2	-2.4	2.3	0.0	217	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3月	6.5	11.8	0.8	0.0	0.0	136	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4月	11.7	17.1	6.0	0.0	0.0	21	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5月	16.0	21.0	11.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
6月	19.2	23.5	15.5	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	112	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0
7月	23.0	27.4	19.7	0.0	9.7	0.0	0.3	0.0	210	10.4	1.4	1.4	1.4	1.4
8月	24.9	29.5	21.4	0.0	159	0.0	0.9	0.0	265	14.9	1.9	1.9	1.9	1.9
9月	21.5	25.6	18.0	0.0	4.6	0.0	0.1	0.0	151	4.6	0.2	0.2	0.2	0.2
10月	15.9	20.6	11.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	25	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
11月	10.1	16.0	4.7	0.0	0.0	39	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12月	4.9	11.4	-0.8	0.7	0.0	196	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年	13.3	18.5	8.5	7.6	31.6	86.7	1.4	0.0	84.4	329	3.6			

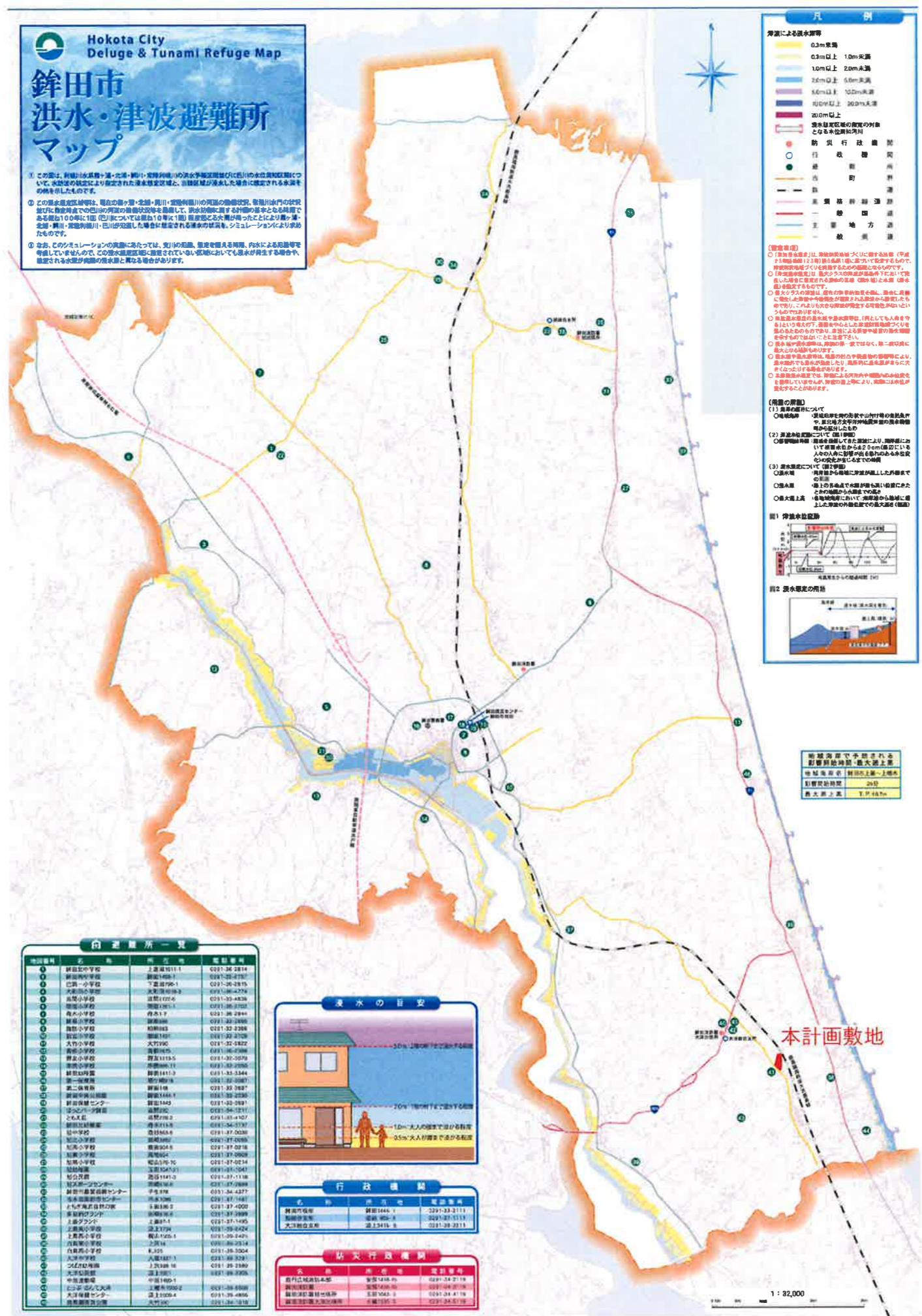
d. 風・日照

要素	風速(m/s)				最多風向	日照時間(時間)			
	平均風速	各階級の日数				出現率	風向	出現率	日曜率≥40%の日数
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1986~2010	1986~2010	1986~2010
資料年数	30	30	30	30	30	25	25		
1月	1.3	0.0	0.0	0.0	20	北北西	168.3	21.8	
2月	1.6	0.0	0.0	0.0	17	北北西	160.8	18.7	
3月	1.9	0.0	0.0	0.0	14	北北西	168.3	17.8	
4月	2.1	0.1	0.0	0.0	15	北東	179.1	17.0	
5月	2.0	0.1	0.0	0.0	16	北東	168.2	14.3	
6月	1.9	0.0	0.0	0.0	21	北東	131.4	10.6	
7月	1.8	0.0	0.0	0.0	21	北東	146.5	11.8	
8月	1.9	0.1	0.0	0.0	18	北東	182.3	17.5	
9月	1.8	0.2	0.0	0.0	21	北東	136.4	13.5	
10月	1.5	0.1	0.0	0.0	18	北北西	137.3	15.2	
11月	1.3	0.0	0.0	0.0	21	北北西	137.5	17.1	
12月	1.2	0.0	0.0	0.0	20</td				

(3) 水災害情報図

1) 洪水・津波避難所マップ

- ・本計画敷地は、浸水想定区域より高台の位置にあり、水災害の被害を比較的受けにくい場所といえます。
 - ・市街地は浸水区域にあり、水害を受ける可能性が高いことから、本計画の施設は避難施設になることが想定されます。



(平成26年3月 改訂版)

第Ⅰ章. 与条件の整理

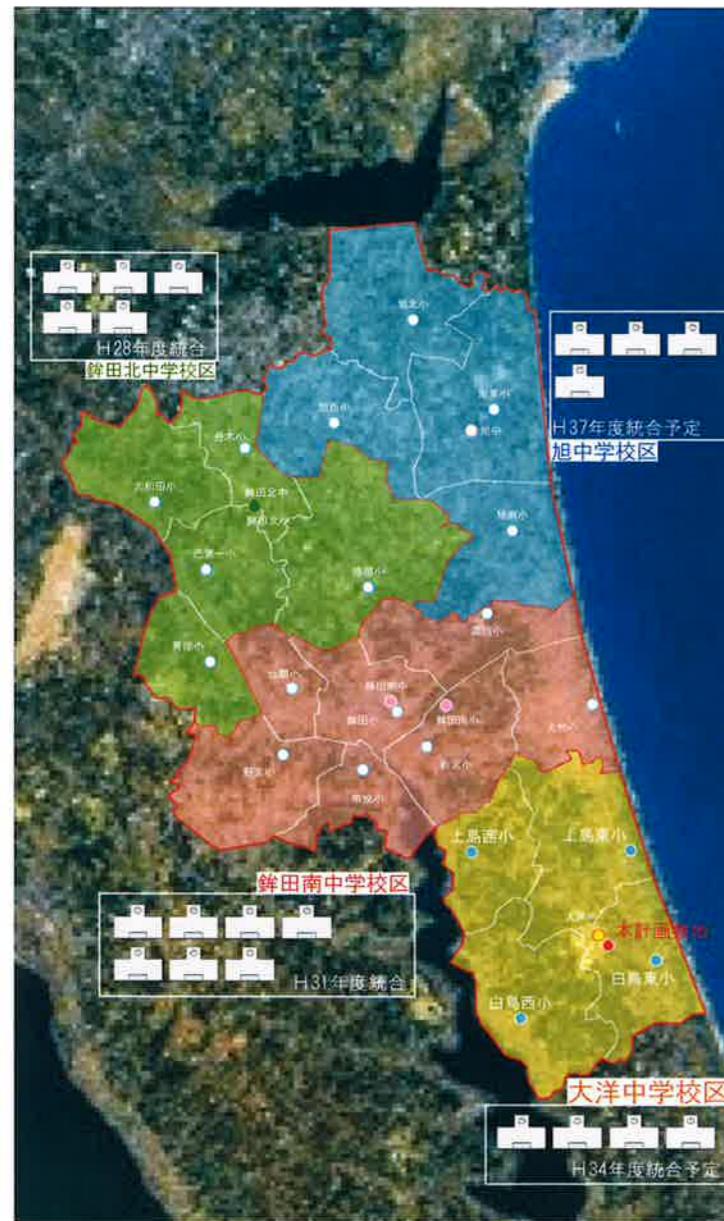
3. 大洋中学校区の概要

- (1)大洋中学校区について
- (2)周辺施設
- (3)児童の住居分布
- (4)児童数の推計

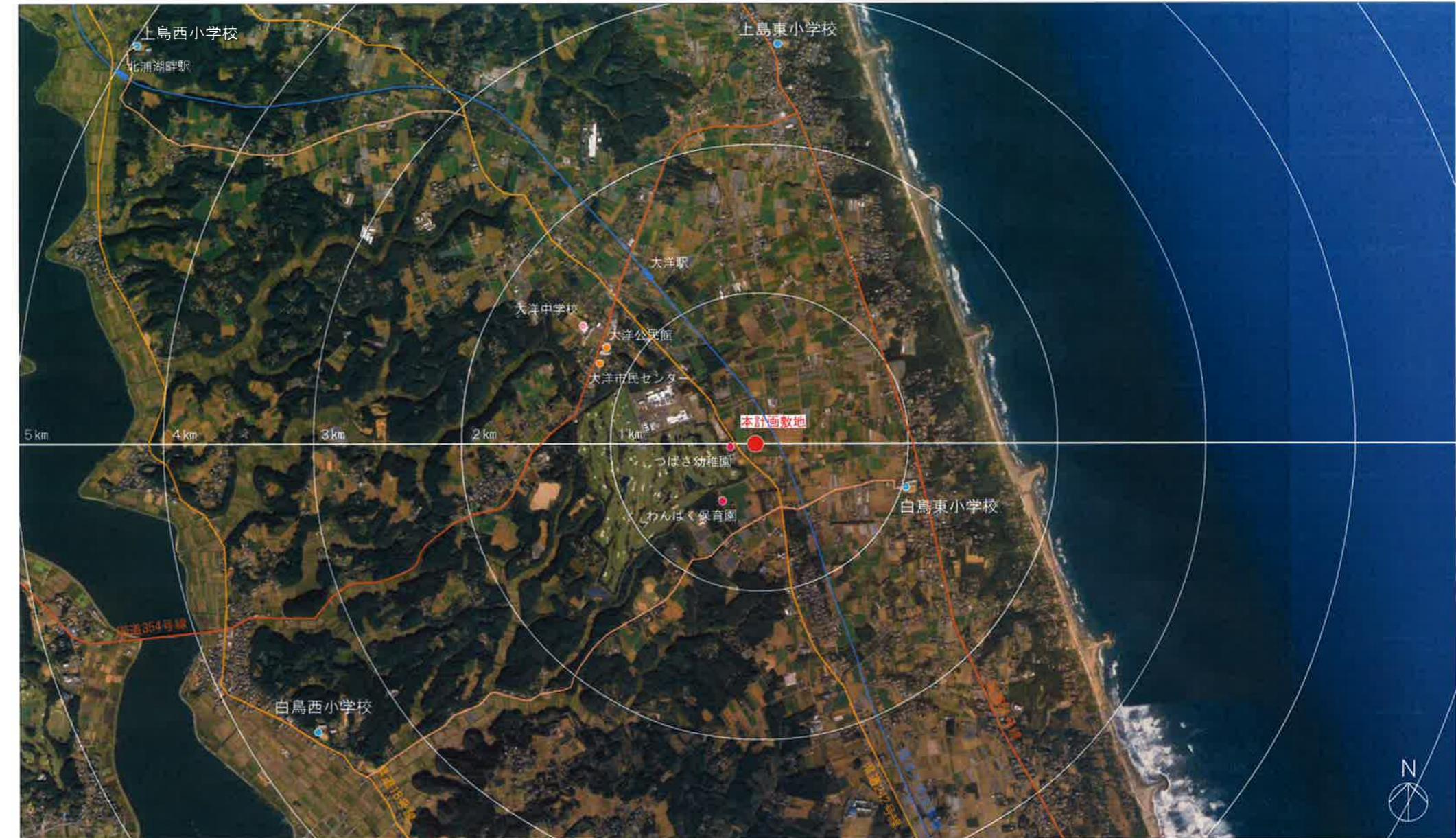


3. 大洋中学校区の概要

(1) 大洋中学校区について



(2) 周辺施設



a. 錐田市の学校区

- ・錐田市は、旭中学校区、錐田北中学校区、錐田南中学校区、大洋中学校区の4校区に分かれています。

b. 市内の統合小学校

- ・大洋中学校区は、4校の小学校を統合します。錐田北中学校区は5校が統合し錐田北小学校として運営されています。錐田南中学校区は7校、旭中学校区は4校が統合する計画となっています。

c. 錐田市の南部地区

- ・大洋中学校区は錐田市の南部に位置する地区です。太平洋側の白鳥東小、上島東小、北浦側の白鳥西小、上島西小、合計4区の小学校区で構成されています。



大洋駅
鹿島臨海鉄道 大洗鹿島線
水戸 ⇔ 大洋間 約60分



つばさ幼稚園
大洋中学校区唯一の幼稚園。
錐田市に幼稚園は他に3カ所ある。
錐田北幼稚園・旭幼稚園・錐田幼稚園



大洋中学校
大洋中学校区の中心に位置し、大洋市民センター、大洋公民館、大洋駅等が近くにある。



大洋市民センター
大洋中学校、大洋公民館等が近くにある。

(3) 児童の住居分布

1) 各小学校の児童数

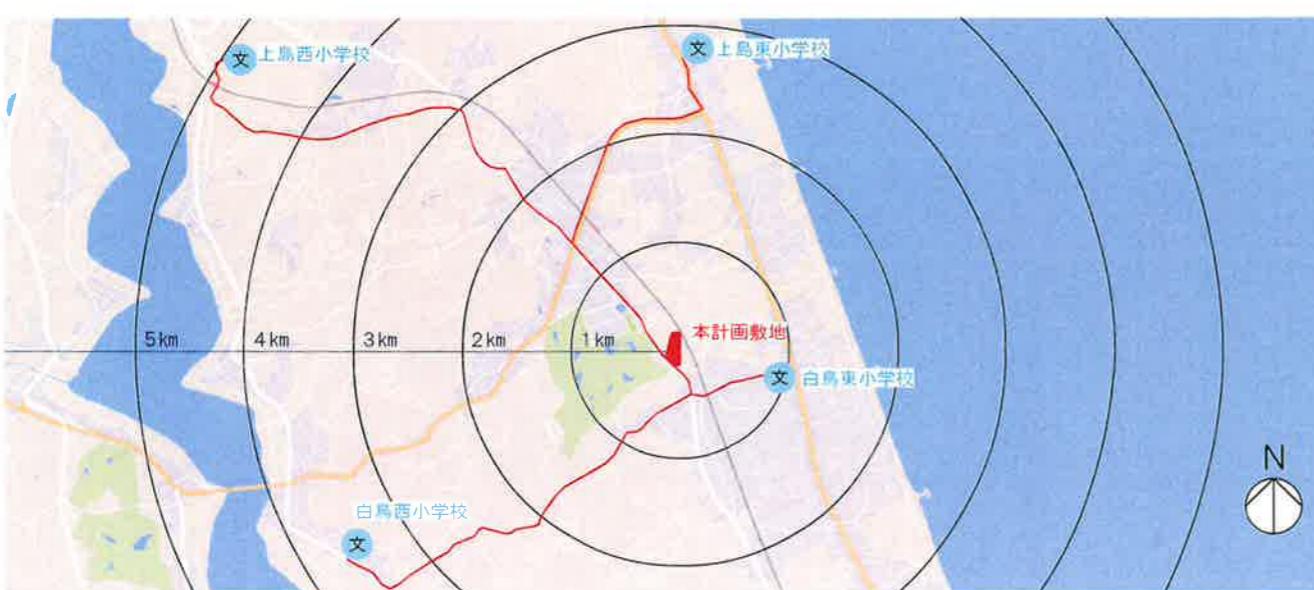
a. 大洋中学校区の児童数

- 大洋中学校区の児童数は、平成34年度に348名となる見込みです。



b. 通学距離

- 本計画地は統合する4校の小学校の中心に位置し、通学距離が2km以内は徒歩通学とし、それを超える場合は、スクールバス又は、自転車通学とします。また、学区の再編により、通学距離の伸びる児童に対しても単に通学時間の短縮を目的とするのではなく、児童の安全面を最優先とした整備を進めていきます。



(4) 児童数の推計

	平成29年度		平成34年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
旭東小学校	183	6	155	6
旭南小学校	131	6	101	6
旭西小学校	129	6	132	6
旭北小学校	86	6	65	6
小計	529	-	453	-
巴第一小学校	-	-	-	-
大和田小学校	-	-	-	-
徳宿小学校	-	-	-	-
舟木小学校	-	-	-	-
青柳小学校	-	-	-	-
小計	433	12	397	12
鉢田小学校	359	12	-	-
諏訪小学校	88	6	-	-
新宮小学校	63	6	-	-
大竹小学校	84	6	-	-
当間小学校	82	6	-	-
野友小学校	41	4	-	-
串挽小学校	106	6	-	-
小計	823	-	709	24
上島東小学校	127	6	121	6
上島西小学校	47	6	35	6
白鳥東小学校	154	6	121	6
白鳥西小学校	115	6	71	6
小計	443	-	348	-

※平成29年度は4月1日現在、平成34年度は推計値

※推計値の学級数については、児童数を1・2年は35人、3年以上は40人で除した数（特別支援学級は含まない）

第Ⅰ章. 与条件の整理

4. 敷地の現況

- (1)計画敷地の概要
- (2)敷地現況図
- (3)敷地現況写真



4. 敷地の現況

(1) 計画敷地の概要

1) 計画敷地について

a. 敷地の位置

- 計画敷地は鉢田市の旧大洋地区内にある大洋駅から南東に約 2 km の場所にあります。

b. 接道

- 計画敷地の南西側には大洋駅方面に伸びる県道242号線が接道しています。
また、敷地の東側には市道大洋地区1119（建築基準法第42条第2項の道路）が接しており、敷地境界のセットバックが生じます。
- 敷地南西側：県道242号線（幅員約16 m）
敷地北東側：市道大洋地区1119（幅員約2 m）

c.周辺地図



d. 敷地周辺写真



①敷地の南端から県道越しに敷地内を見る



②敷地南西端の敷地境界を見る。



③敷地南西端から道路境界を見る。

(2) 敷地現況図



1. 地名地番 : 茨城県鉾田市上沢922-1、922-2、922-3、922-4、922-5、922-6、922-7、922-8、922-9、922-10、922-11、922-12、922-21、922-22、922-25、922-27、926-1、931-1、931-2

2. 地域の指定 : 都市計画区域内

3. 面積 : 約37,000 m²

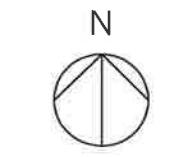
4. 形状 : 不整形

5. 尺法 : 長手方向 約300m、短手方向 約150m

6. 最大高低差 : 約4m

7. 周辺環境 : 農地、住宅地

----- 計画地の敷地境界線



S=1:1000

(3) 敷地現況写真



①敷地南西側の県道242号線から敷地内を見る



②敷地南西側の県道242号線との境界



③敷地南東側の隣地境界



④敷地南東側の市道(大洋地区1119)より敷地方向を見る



⑤敷地西側中央部より北側を見る



⑥敷地西側中央部より東側を見る



⑦敷地西側中央部より南東側を見る



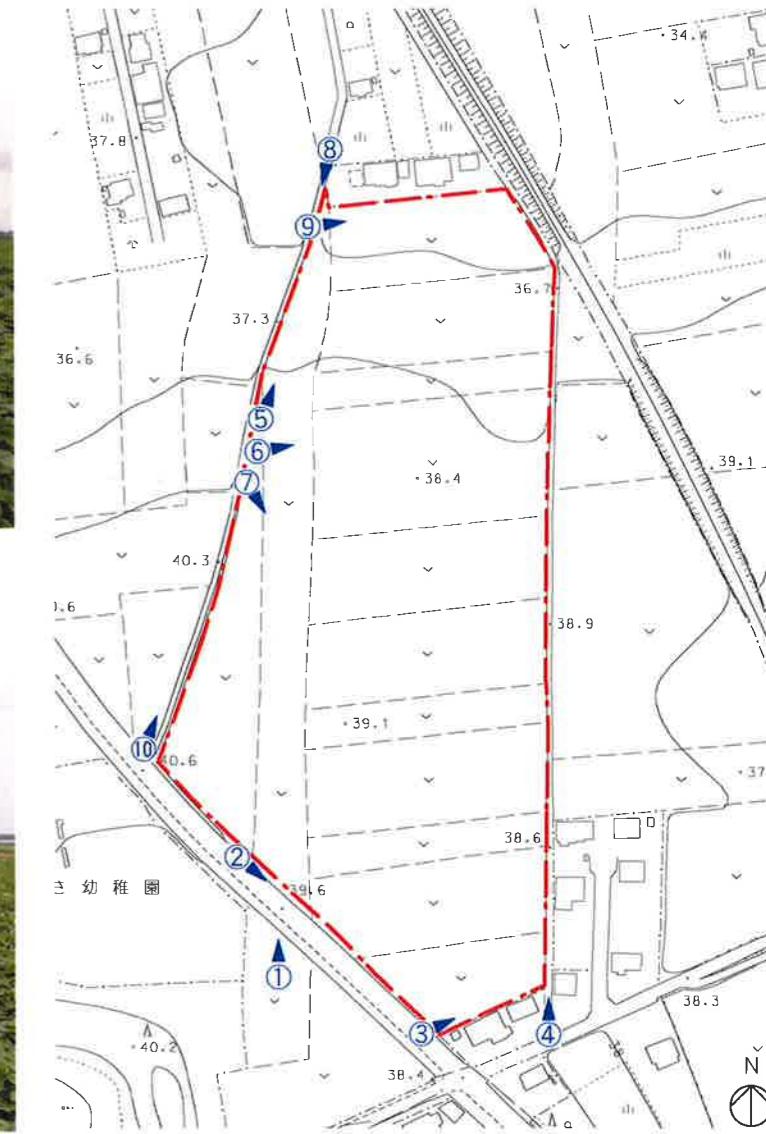
⑧敷地北西側の市道(大洋地区1120)より敷地方向を見る



⑨敷地北側の隣地境界



⑩敷地西側の隣地境界



第Ⅰ章. 与条件の整理

5. 前提条件

- (1)計画の前提事項
- (2)施設整備における要求



5. 前提条件

(1) 計画の前提事項

1) 新しい学校の方針

- ・ 鮎田市の教育目標を基に、新しい学校の方針を以下のように設定して計画の前提条件とします。

新しい学校の方針			教育内容に関わること	施設整備に関わること	
①学校運営	i. 学校関連	a. 総合	ア. どのように児童を育てるか イ. 児童の自主性と規律 ウ. カリキュラム エ. 特別支援学級	個性を伸ばす教育。全ての子どもたちの個性・特長(学力・体力)を伸ばす教育 児童の主体性を伸ばす、自らやる気にさせる。 一般的なカリキュラム 特別支援学級と普通教室を離すことは考えていない。 不登校児は普通学級から離すことが必要。 プレイルーム 知的、情緒、言語の各学級の構成	
			ア. 将来構想	少人数学習、習熟度別学習等で利用	
			ア. 職員体制 イ. 通学方法 ウ. 管理ゾーン エ. 駐車	教科専任の教師を出来るだけ取り入れる。理科や音楽など 現在、整備している北小を踏襲。2km以上はスクールバス、自転車 会議室、応接室、ラウンジは適切な面積、配置を図る 駐車台数の検討	
			ア. 授業体制 イ. 理科教育 ウ. 英語教育 エ. 芸術教育 オ. 発表活動 カ. 教科間の連携 キ. 校内での自主学習 ク. 家庭学習 ケ. その他	TT実施 グループ学習実施 少人数学習実施 習熟度別学習実施 理科教育を重視し、専任講師による授業を行う。 英語教育を重視、ALTも導入 芸術教育は従来通り 発表活動は重視する。 算数と理科、国語と社会、音楽と家庭科の連携など、特別な仕組みは考えていない。 メディアセンター・図書館での自主学習重視 読書活動の重視 家庭学習の啓発 集団・グループ・個別の学び→学びあいの学習を重視。佐藤学先生提言	オープンスペース、少人数教室があるとよい。 少人数教室は1学年に1室程度あるとよい。 最大3名の学習単位が理想的である。 英語教室の必要性を検討 展示スペースの確保 発表のための場があるとよい。 教科と一対ではない、フレキシブルな特別教室がよい。 オープンスペース、少人数教室があるとよい。

新しい学校の方針			教育内容に関わること	施設整備に関わること
①学校運営	i. 学校関連	e. 生活学習	ア. 道徳教育	道徳教育を重視する
			イ. 日常生活	異学年の交流を重視し、同じ単元を別の先生が行う。 同学年の繋がりを重視し、同じ単元を別の先生が行う。 地域の子ども達の繋がりを重視
			ウ. 教師と児童の関係	教師と児童のコミュニケーションを重視
			エ. カウンセリング	カウンセリングを導入する。
			オ. ランチルーム	ランチルームで同学年や異学年との交流を図る
			カ. ハミガキ	ハミガキ教育を重視
			キ. 学校農園	農業体験を実施する
		e. 体育	ア. 体育館	バス通による基礎体力の維持・向上が重要。種目は担当課へ確認する。 通常、朝一で授業は行わないため、授業が重なることから1つの大きな施設では難しい。体育授業等幅広く対応できる体育館。 全体集会、セレモニーが出来る規模でステージも必要。 昇降口を設けて、バスの待合スペースとして利用
			イ. プール	屋内、屋外の検討 プールの設置
			ウ. スポーツ活動	幅広く行う。特化しない。
			エ. その他	
①学校運営	ii. 地域との関わり	a. 施設	ア. 幼稚園、保育園との連携	異学年交流実施 小一ギャップの解消
			イ. 中学校との連携	異学年交流の実施 中一ギャップの解消
			ウ. 地域図書館との連携	連携を検討
		b. ひと	ア. 保護者	PTA室、保護者用駐車場を検討する 4m程度の外周道路を確保し、縦列駐車できるといい。
			イ. 地域住民	地域のゲストティーチャーを招く
②地域利用	i. 子育て支援	a. 児童クラブ	民間の児童クラブ室の併設が望ましい。整備する際は別棟	
		b. その他	学校行事、学年学級の会合等で、乳児等を一時対応できるスペースの検討	
	ii. スポーツ少年団	体育館での一定程度実施 運動場開放をし、一定程度実施		
	iii. その他			地域交流室の検討

(2) 施設整備における要求

1) 大洋中学校区統合小学校施設整備検討委員会からのご意見

a. 大洋中学校区統合小学校施設整備検討委員会について

- ・基本計画策定のために、統合する4校の校長先生・PTA会長、鉢田市教育委員会で構成された組織です。

b. 大洋中学校区統合小学校施設整備検討委員会から頂いた意見

- ・基本計画策定を進める上で、大洋中学校区統合小学校施設整備検討委員会から頂いた意見を集約すると以下のようになります。

■アンケート結果の集約

(1) 普通教室

- ・教室はオープンなつくりとし、ワークスペースと一体的に利用できるようにする。
- ・教室とワークスペースの間は可動間仕切りを設けて、教室を閉じることもできるようにする。
- ・児童の荷物や教材が収納できる十分なスペースを確保する。

(2) 特別支援教室

- ・特別支援学級の児童数が増えることを想定して、十分なスペースをつくる。
- ・児童が落ち着いて過ごせる施設・設備とする。

(3) 特別教室

- ・図書室とパソコン室を一体としたメディアセンターを学校の中心につくる。
- ・各教科の学習に必要な設備を充実させる。
- ・各教科の特別教室は併用せず、独立した教室とする。

(4) 管理諸室

- ・職員室は、打合せスペースや職員用トイレなど、必要なスペースをつくる。
- ・保健室はトイレ、シャワールームなどの設備を充実させる。

(5) 体育館

- ・十分な広さを確保する。
- ・トイレ、更衣室等の施設をつくる。
- ・避難所としても利用できるようにする。

(6) 外部空間

- ・運動場は200mトラックと100m直走路がとれる広さとする。
- ・駐車場は広めに確保する。
- ・児童の通学路となる部分は十分に安全性が確保できるようにする。

(7) その他

- ・子どもたち、先生方が落ち着いて集中できる環境をつくる。
- ・学校全体は死角のないつくりとし、安全性に配慮する。
- ・トイレは洋式を中心とする。

■検討委員の皆さまから頂いたご意見

	ご意見
1 普通教室	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童数増に備え、余裕教室を作つておく必要がある。生活科室、総合的な学習室、外国語教室等として教室は広めで収納は多め □ 十分なスペースをとり、オープンにする □ 普通のつくりが良い □ 扉は引き戸にし、廊下と続きでオープンスペースを作るようする □ 児童のロッカーは大きなもの(絵の具などが全て収納できるように) □ 黒板はマス目付きで上下にスライドするもの □ エアコン完備
2 特別支援教室	<ul style="list-style-type: none"> □ 明るく日当たりの良い場所 □ 場所、つくり共に児童が落ち着いて過ごせるように配慮する。 □ 言語障害学級には水道、流し、鏡、マジックミラー等を付ける □ 1階の別の入り口があると良い。トイレも別に □ 今後は、この教室の在籍が増えることが予想されるので、クラス増になつても対応できるようにしたい □ 今後、特別支援教室入級児童の増加も考えられることから、教室増に備えておく必要がある。 □ 学びの場に精神的に安定させる場の併設
3 特別教室	<ul style="list-style-type: none"> □ それぞれ独立した部屋を作る。 □ 図書室とパソコン室は隣接させ、学校の中央に □ ローテーション制にし、大きな多目的スペースを設置 □ 機能と安全を重視 □ 併用しない □ 図書室は学校図書館として充実を図る □ 音楽室は防音で □ 鉢田北小、南小を参考とする
4 管理諸室	<ul style="list-style-type: none"> □ 職員室の中に簡単に打合せができるスペースの確保 □ 職員室は1階にする。 □ 職員室内に職員トイレ、職員更衣室、給湯室をつくる □ 保健室の設備(トイレ、シャワールーム、洗濯機が設置可能とし、相談室の機能をもたせる) □ 会議室は多目的ホールとして使えるように □ LANケーブル等を床下に設置できるようにする □ 保健室内にトイレ、シャワーを設置 □ 鉢田北小、南小を参考に改善点を考慮して
5 体育館	<ul style="list-style-type: none"> □ 運動会ができる位の体育館の大きさ □ 十分な広さのあるものとする。 □ バスケットコートは2面、ギャラリーは広め □ 避難所の役割をもたせる □ 更衣室、シャワールーム、トイレの設置 □ バスケットゴールは電動 □ 鉢田北小、南小を参考に改善点を考慮して
6 外部空間	<ul style="list-style-type: none"> □ 駐車場を大きくする(つばめ幼稚園との合同) □ 運動場は200mトラック、100mの直線がとれるようにする。 □ 駐車場は広めに □ 駐車場については運動会時の保護者が停めるスペース等の確保 □ 屋内プール(幼・小・中合同) □ 水はけのよい運動場にする □ 車の流れを十分に考えた駐車場にする □ プールはできれば公共施設等を使わせていただきたい □ 風が強いのでスプリンクラーが欲しい □ 運動場へトイレ設置 □ 接面道路は車のスピードを出しやすい為、通学方法が徒歩となる生徒の安全が確保させる通学路の整備 □ 鉢田北小、南小を参考に改善点を考慮して
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> □ 階段を少なくし、2階建て程度にする □ トイレは洋式中心に、トイレの床は水が流せるものにする □ 備蓄庫の設置 □ トイレは洋式・和式とつくつてほしい □ スクールバスは無料 □ 学校全体をなるべく死角のないつくりにする □ 何よりも子供たち、先生方が落ち着いて集中できる環境にすることが何よりも大事であると考えます □ 鉢田北小、今後開校する南小学校職員の意見を聞いて参考にする

第Ⅰ章. 与条件の整理

6. 法的条件

- (1)建築基準法(集団規定)の適用
- (2)建築基準法(単体規定)の適用
- (3)消防法の適用



6. 法的条件

(1) 建築基準法(集団規定)の適用

建築基準法(集団規定)の適用される事項を下表にまとめます。

項目		適用	内容	与条件	補足
I 建 物 概 要	1.建築主	①氏名 ②郵便番号 ③住所	<input checked="" type="checkbox"/> 銚田市長 岸田 一夫 <input checked="" type="checkbox"/> 〒311-1592 <input checked="" type="checkbox"/> 茨城県銚田市銚田1444-1		
	2.建築物の名称		<input checked="" type="checkbox"/> (仮)銚田市立大洋中学校区統合小学校		
	3.建築用途		<input checked="" type="checkbox"/> 小学校(校舎・体育館等)		
	4.工事種別		<input checked="" type="checkbox"/> 新築		
	5.構造・規模	①構造 ②階段 ③増築予定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> RC造、又は木造 <input checked="" type="checkbox"/> 地上1階、又は2階 <input checked="" type="checkbox"/> なし		
	6.地名地番		<input checked="" type="checkbox"/> 茨城県銚田市上沢922-1、922-2、922-3、922-4、922-5、922-6、922-7、922-8、922-9、922-10、922-11、922-12、922-21、922-22、922-25、922-27、926-1、931-2		
	7.住居表示		<input checked="" type="checkbox"/> 茨城県銚田市上沢地内		
	8.地域の指定	①都市計画区域の内外の別 ②用途地域 ③防火地域指定 ④その他の地域	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 <input type="checkbox"/> ー <input type="checkbox"/> ー <input type="checkbox"/> ー		
	9.敷地	①面積 ②測量図の有無 ③登記簿等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 約37,000m ² <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有		
	10.敷地形状	①形状 ②寸法 ③高低差	<input checked="" type="checkbox"/> 不整形 <input checked="" type="checkbox"/> 長手方向 約300m、短手方向 約150m <input checked="" type="checkbox"/> 約4m		
II 敷 地 に つ い て	11.隣地・道路	周辺環境	<input checked="" type="checkbox"/> 農地、住宅地		
		隣地・道路との高低差 (設計GL:±40.0)	北 <input checked="" type="checkbox"/> 隣地:約-4.0m 東 <input checked="" type="checkbox"/> 道:約-1.5m~-4.0m 南 <input checked="" type="checkbox"/> 道:約+0.5m~-1.5m 西 <input checked="" type="checkbox"/> 道:約+0.5m~-4.0m		
		道路の種類(現況)	道路1(南西側) <input checked="" type="checkbox"/> 南西側:県道242号線 幅員約16.15m 法42条第1項第1号道路 道路2 <input checked="" type="checkbox"/> 東側:大洋地区1119 法42条第2項道路 道路3 <input type="checkbox"/> 西側:大洋地区1120 <input type="checkbox"/> ー		
		施工動線の規制	<input checked="" type="checkbox"/> 県道242号からに限定される		
		接道条件	<input checked="" type="checkbox"/> 幅員4m以上の道路に幅2m以上の接道		
	12.インフラ	雨水排水	<input checked="" type="checkbox"/> 未定		
		汚水・雑排水	<input checked="" type="checkbox"/> 処理槽		
		給水	<input checked="" type="checkbox"/> 県道242号道路より引き込み <input type="checkbox"/> ー		
		ガス	<input checked="" type="checkbox"/> LPガス		
		電力	<input checked="" type="checkbox"/> 県道242号道路より引き込み		
13.地中状況	通信	電話設備 光ケーブル	<input checked="" type="checkbox"/> 県道242号道路より引き込み <input checked="" type="checkbox"/> 未定		
	その他	CATV設備	<input type="checkbox"/> ー		
	14.地中埋設物		<input type="checkbox"/> ー		
	15.地質		<input checked="" type="checkbox"/> 当該地盤の地層構成は別途調査が必要		
	16.土質・土壤		<input checked="" type="checkbox"/> 当該地盤の地層構成は別途調査が必要		

(2) 建築基準法(単体規定)の適用

建築基準法(単体規定)の適用される事項を下表にまとめます。

	条項	適用	規定	補足
I 関連する 集団規定	1.指定建ぺい率	<input checked="" type="checkbox"/>	60%	
	2.指定容積率	<input checked="" type="checkbox"/>	200%	
	3.高さ制限	道路斜線 隣地斜線 北側斜線	<input checked="" type="checkbox"/> 勾配1.5、適用距離20m <input checked="" type="checkbox"/> 20m+勾配1.25 <input type="checkbox"/> 無	
	4.日影規制	<input type="checkbox"/>	無	
	5.用途制限	<input type="checkbox"/>	無	
	6.関係法令		<input checked="" type="checkbox"/> いばらき 人にやさしいまちづくり条例 <input checked="" type="checkbox"/> 農地法第5条 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法第29条第1項、同法第34条の2 <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> -	
	7.電波障害	<input type="checkbox"/>	-	
II 一般規定	1.採光面積	教室	<input checked="" type="checkbox"/> 1/7以上:(イ)床面上50cmにおける水平面で200ルクス以上の照明設備と(ロ)床面上50cm以上窓等で、左記の有効採光面積のある場合 1/10以上:上記(イ)の条件及び令20条の2による換気設備がある場合 1/5以上:その他	昭55建告1800 " 法第28条第1項、令第19条第3項
	2.換気	居室 火気使用室	<input checked="" type="checkbox"/> 床面積の1/20以上の換気に有効な開口部面積を確保 <input checked="" type="checkbox"/> 火気使用室の換気設備	法第28条第2項 法第28条第3項、令第20条の3
	3.天井高	居室	<input checked="" type="checkbox"/> 2.1m以上	法第92条、令第21条
	4.便所		<input checked="" type="checkbox"/> 水洗便所	法第31条第1項
	5.避雷設備		<input type="checkbox"/> -	
III 防火規定	1.構造制限		<input type="checkbox"/> -	
	面積区画		<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物で延べ面積1500m ² を超える場合、1500m ² 以内ごとに特定防火設備で区画	令第112条第1項
	2.防火区画	縫穴区画	<input type="checkbox"/> 3階建以上の場合、階段・吹抜けを防火設備で区画	令第112条第9項
		異種用途区画	<input type="checkbox"/> 学校の部分とその他の部分を区画する。	令第112条第12項、第13項
	3.界壁	防火上主要な間仕切り壁	<input checked="" type="checkbox"/> 防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし、小屋裏又は、天井裏に達しせしめなければならない。	令第114条第2項
IV 避難規定		火気使用室	<input checked="" type="checkbox"/> 内装材料を準不燃材料としなければならない。	法第35条の2、令第128条の4第4項
	4.内装制限	無窓の居室	<input checked="" type="checkbox"/> 無窓の居室(排煙上有効な開口部が居室面積の1/50未満のもの)で、床面積が50m ² を超えるものは、居室及び通路・階段などの仕上げを準不燃材料としなければならない。	法第35条の2、令第128条の3の2
	1.階段(形態)	階段幅 蹴上げ 踏面	<input checked="" type="checkbox"/> 1400mm以上 <input checked="" type="checkbox"/> 160mm以下 <input checked="" type="checkbox"/> 260mm以上(直階段の踊場踏幅:1200mm)	令第23条第1項 " "
	2.階段(避難)	直通階段(歩行距離)	<input checked="" type="checkbox"/> 無窓の居室(有効採光面積<居室の床面積×1/20)の場合、30m以内 <input checked="" type="checkbox"/> 無窓の居室でない場合 50m以内 <input checked="" type="checkbox"/> 無窓の居室でなく、居室及び避難路の内装を準不燃材料とした場合、60m以内 <input checked="" type="checkbox"/> 避難階の直上階で居室>200m ² 、その他の階で居室>100m ² (主要構造部が準耐火構造、又は不燃材料で造られている場合は2倍)	令第120条第1項 " 令第120条第2項 令第121条第1項、第2項
	3.廊下幅	両側居室 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 2.3m以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1.8m以上	令第119条第1項 " 令第126条の2第1項
V シックハウス	4.排煙設備		<input type="checkbox"/> 学校等については適用除外(但し、無窓の居室のチェック要)	令第126条の4第1項
	5.非常用照明		<input type="checkbox"/> 学校等については適用除外	
	6.非常用進入口		<input type="checkbox"/> -	
	1.居室のシックハウス		<input checked="" type="checkbox"/> 対象部分:全ての居室(常時開放された開口部を通じて居室と相互に通気がなされている廊下等の部分を含む) F☆☆☆☆(4種)の材料…制限なしに使用可能 F☆☆☆(3種)の材料…制限なしに使用可能 F☆☆(2種)の材料…制限なしに使用可能 (N2S2+N3S3< A) (S2:F☆☆の使用面積、S3:F☆☆☆の使用面積)	

(3) 消防法の適用

消防法の適用される事項を下表にまとめます。

消防設備判定条件	消防法上の用途		(7) 小学校						
	無窓階の判定		判定基準: 東京都消防庁同意事務審査要領等			・無窓階 ・有窓階			
	収用人員の算定		小学校 合計	370名 370名	(教員22名 児童数348名)	防火管理者(50人以上) ◎ 要			
その他		延べ床面積:校舎 約4,500m ² 、体育館 約900m ² 、付属建屋 約100m ² 、児童クラブ 約500m ²							
消防設備設置判定	消防設備リスト		判定	判定根拠					
	消火器		○	延べ面積 >	300m ² (無窓階50m ²)				
	屋内消火栓		○	床面積 >	700m ² (無窓階200m ²) 3倍(2, 100m ² 無450m ²)				
	スプリンクラー		—	該当部分無し					
	特殊消火	水噴霧	—	該当部分無し					
		泡消火	—	"					
		二酸化炭素	—	"					
		ハロゲン化物	—	"					
		粉末消火	—	"					
	屋外消火栓		—	床面積合計 <	3, 000m ² 9, 000m ² (耐火建築物)				
	消防用水		—	敷地面積20, 000m ² で1.2階床面積5, 000m ² (耐火建築物15, 000m ²)以上					
	連結散水		—	該当部分無し					
	連結送水		—	"					
	非常用コンセント		—	"					
	漏電火災警報		—	延べ面積	500m ²				
	消防機関へ通報する火災報知設備		○	延べ面積	1, 000m ²	※一般固定電話にて代用可か、要確認			
	非常警報設備		○	収容人数50人以上					
	(非常放送設備)		—	収容人数≥800人					
	自動火災報知設備		○	500m ² (無窓階300m ²)					
避難設備	避難器具		—	2階建以下 不必要、3階建以上 必要					
	誘導標識		○	全部(誘導灯設置の場合、不要)					
	誘導灯		△	避難階の歩行距離20m以下					
	排煙		—	法的要要求なし					
他	防炎防火対象物		—	該当部分無し					
	非常電源		—	"					
条例関係指導事項									
協議事項									